

シンポジウム

住民訴訟制度の改正について考える ～首長等の責任軽減は必要か？～

私たちが住んでいる地方自治体を運営していく費用は、私たちが納めた税金によって賄われています。ところが、これらの費用は、しばしば違法又は不当に支出され、また、目的外に使われてきました。例えば、議員の政務活動費や談合事件等は典型的な例です。

地方自治法は、地方公共団体の長や職員による違法な行為等により地方自治体の財政が腐敗することを防止し、住民全体の利益を確保するために住民自らの手によりこれを是正する制度として住民訴訟制度を設けています。この制度は、これまで、様々な地方自治体において、一定の成果を上げて、違法、不当な支出を是正し、また、地方自治体が被った損害の回復をしてきました。また、長等職員の財務運営に、一定の緊張感をもたらしてきました。

ところが、政府は、地方自治法を改正して、首長等の損害賠償額の上限を設定し、責任を軽減しようとしています。

このような改正がなされた場合、住民訴訟制度がこれまで果たしてきた、損害回復の機能や放漫な財政運営への抑止的効果が減じられることは必至です。

今回のシンポジウムは、住民訴訟制度の機能をもう一度考え、政府が提案しようとしている改正について、研究者、元首長、市民等様々な目線から議論したいと考えます。

日時:3月25日(土)
13時～16時30分
場所:大阪弁護士会館
2階201・202会議室

★**入場無料・申込不要**★



主催 大阪弁護士会

★プログラム★

- ・基調報告(専修大学法学部 白藤博行教授)
- ・寸劇
- ・パネルディスカッション

一時保育サービスのご案内 (要予約・無料)

[対象]原則、首がすわっている乳児～未就学児

[時間]シンポジウム開始15分前から終了15分後まで

※ 一時保育を希望される方は、3月15日(水)までに、大阪弁護士会委員会部司法課までお電話(06-6364-1681)にてお申込みください。

※ 定員に達し次第、申込受付を終了いたしますのでご了承ください。

★アクセス★

〒530-0047 大阪市北区西天満1丁目12-5



- ・京阪中之島線「なにわ橋駅」下車
出口1から徒歩約5分
- ・地下鉄・京阪本線「淀屋橋駅」下車
1号出口から徒歩約10分
- ・地下鉄・京阪本線「北浜駅」下車
26号階段から徒歩約7分
- ・JR東西線「北新地駅」下車
徒歩約15分

お問い合わせ先 大阪弁護士会委員会部司法課 TEL 06-6364-1681